

## 山城北圏域はあとウォームカンパニー事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、管内企業等における障害者雇用及び実習の促進、拡大のため、それらに積極的に取り組む企業を「山城北圏域はあとウォームカンパニー」として認定し、その良い取り組みを評価するとともに、管内に広く周知し、山城北圏域における障害者の就労支援ネットワークを広げ、支援体制の構築を目指すことを目的とする。

### (事業)

第2条 この事業の実施主体は京都府山城北圏域障害者自立支援協議会（以下「圏域協議会」という。）とする。圏域協議会は、山城北圏域内に所在地がある企業(以下、企業という。)を対象として山城北圏域はあとウォームカンパニー事業を実施する。

### (認定企業)

第3条 認定企業とは、下記の認定条件にあてはまるものをいう。

- (1) 就労支援機関で支援を行ってきた者の雇用・実習等を一定期間継続している企業
- (2) 就労支援機関から推薦のある企業
- (3) 障害者を受け入れたことにより、良い変化が見られる企業

2 企業とは、山城北圏域内に事業所をおく個人事業者、各種法人事業者をいう。

3 就労支援機関とは、山城北保健所管内にある障害者就業・生活支援センター、福祉事業所、教育機関、行政機関、医療機関、はあとウォームカンパニー認定企業をいう。

### (認定企業の申請及び決定について)

第4条 認定を希望する企業は、山城北圏域はあとウォームカンパニー申請書(様式第1号)を山城北圏域障害者自立支援協議会就労部会(以下、就労部会)を経由して山城北圏域障害者自立支援協議会長(以下、圏域協議会長という。)に提出するものとする。

2 圏域協議会長は、前項による申請書を受理したときは、就労部会等により調査・審査を行い、認定企業を決定するものとする。

3 圏域協議会長は、第1項、第2項の規定により認定企業を決定したときは、山城北圏域はあとウォームカンパニー認定通知書(様式第2号-1)、又は山城北圏域はあとウォームカンパニー不承認通知書(様式第2号-2)により、申請企業に通知するものとする。

4 圏域協議会長は、前項の規定により認定企業を決定したときは、山城北圏域はあとウォームカンパニー認定証明書(様式第3号)を発行する。

### (認定期間及び更新について)

第5条 認定期間は1ヶ月以上36ヶ月以内とする。ただし、認定期間終了年度に36ヶ月を限度としてこれを更新することができる。

2 認定期間が終了した後も、引き続き認定を受けようとする認定企業は、認定期間終了

の3ヶ月前から1ヶ月前までに、山城北圏域はあとウォームカンパニー更新申請書（様式第4号）を就労部会を經由して圏域協議会長に提出するものとする。

- 3 圏域協議会長は、前項に規定する更新申請書を受理したときは、就労部会の意見を聴取した上で、山城北圏域はあとウォームカンパニー更新決定通知書(様式第5号-1)、又は山城北圏域はあとウォームカンパニー更新不承認通知書（様式第5号-2）により、申請企業に通知するものとする。

（連携）

第6条 圏域協議会及び就労部会は、就労支援等に関する相談に応じ、個別ケア会議の実施等に応じる等、はあとウォームカンパニーと連携し、共に支援体制の構築をはかっていくものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、圏域協議会長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成27年8月13日から適用する。